

第2章 契約

○契約規程

（平成4年4月1日）
石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号

改正 平成8年 8月21日企管規程第3号 平成18年 1月 5日企管規程第1号
平成19年 5月23日企管規程第2号 平成19年12月21日企管規程第4号
平成25年 3月28日企管規程第5号 平成25年 4月 1日企管規程第7号
平成30年 5月17日企管規程第5号 令和 2年 1月17日企管規程第1号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第3条～第27条）

第2節 指名競争入札（第28条～第30条）

第3節 随意契約（第31条～第33条）

第4節 せり売り（第34条）

第3章 契約の締結（第35条～第40条）

第4章 契約の履行

第1節 通則（第41条～第59条）

第2節 工事の請負（第60条～第72条）

第3節 物件の供給（第73条～第75条）

第4節 物件の売渡し（第76条～第78条）

第5章 雑則（第79条・第80条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、石狩西部広域水道企業団（以下「企業団」という。）の売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 公企令 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。
- (4) 契約権者 企業長又は企業長から委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (5) 監督員 企業長又は企業長から監督を命ぜられ、若しくは令第167条の15第4項の規定に基づき監督の委託を受けた者をいう。
- (6) 検査員 企業長又は企業長から検査を命ぜられ、若しくは令第167条の15第4項の規定に基づき検査の委託を受けた者をいう。
- (7) 契約者 契約権者と契約を締結する者をいう。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 企業長は、令第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その資格基準を定め、新聞に掲載する方法又は掲示その他の方法により公示するものとする。

第4条 削除

(令2企管規程1・削除)

(一般競争入札の参加者の資格制限)

第5条 特別の理由がある場合を除くほか、令第167条の4第1項に規定する者は、一般競争入札に参加することができない。

2 前項に規定する者のほか、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年間一般競争入札に参加することができない。その者が代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(平25企管規程5・一部改正)

第6条 削除

(令2企管規程1・削除)

(入札の公告)

第7条 一般競争入札を行う場合においては、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、新聞に掲載する方法又は掲示その他の方法により次に掲げる事項について公告しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を5日以内に限り短縮することができる。この場合において、工事の請負契約に係る入札にあっては、当該公告から入札までに、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条件を示す日時及び場所
- (3) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 前金払による場合又は最低制限価格を定める場合にあっては、その旨
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 郵便による入札の可否
- (9) その他必要な事項

(平8企管規程3・一部改正、平30企管規程5・一部改正)

(入札保証金の額)

第8条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額に相当する額とする。

(入札保証金に代わる担保)

第9条 入札保証金の納付に代えて提供できる担保の種類及び価格は、次の表のとおりとする。

種	類	価	格
1	国債	額面金額の9割に相当する金額	
2	地方債	1に同じ	
3	政府の保証のある債券	額面金額(発行価額が額面金額と異なると	

	きは発行価額)の8割に相当する金額
4 企業長が确实と認める社債	3に同じ
5 銀行又は企業長が确实と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額

(平 30 企管規程 5・一部改正)

(入札保証金等の納付)

第 10 条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前までに入札保証金又はこれに代わる担保(以下「入札保証金等」という。)を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が必要と認めるときは、入札保証金等の納付の日時を別に指定することができる。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金等を会計規程(平成4年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第7号)第3条に規定する企業出納員(以下「企業出納員」という。)の発行する入札保証金等納付(提供)書により、企業出納員に納めなければならない。

4 契約権者は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該入札に参加しようとする者をして会計規程第48条第1項の規定により交付を受けた入札保証金預り書を呈示させ、その確認をしなければならない。

(担保提供の際の留意事項)

第 11 条 契約権者は、入札保証金に代えて第9条に規定する担保を提供させる場合において当該担保が記名証券であるときは、当該記名証券の名義人の売却承諾書及び白紙委任状を提出させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第 12 条 第10条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結し、契約を証明できる保険証券等を提出したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、その参加資格を有する者で、過去2年間に企業団、国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であり、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(平成8企管規程3・一部改正)

(入札保証金等の還付)

第 13 条 入札保証金等は、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては、契約が確定したのち、入札保証金等還付請求書の提出を受けて、企業出納員が会計規程第48条第2項の規定に基づき受領書と引きかえに還付するものとする。ただし、落札者の納付に係る入札保証金等については、当該落札者の同意を得て、契約保証金等の全部又は一部に充当することができる。

2 落札者の入札保証金等は、当該落札者の同意を得て、契約保証金又はこれに代わる担保(以下「契約保証金等」という。)の全部又は一部に充当することができる。

3 前項の規定にかかわらず、入札保証金等は、入札の延期、中止若しくは取消の場合において還付する。

(平 30 企管規程 5・一部改正)

(予定価格調書の作成)

第 1 4 条 契約権者は一般競争入札に付する事項の価格をあらかじめ当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定し、その予定価格（最低制限価格を設ける必要のある工事等の入札については、その予定価格及び最低制限価格）を記載した予定価格調書を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第 1 5 条 契約権者は、一般競争入札に付する事項の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められた契約の場合においては単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（平 30 企管規程 5 ・ 一部改正）

（最低制限価格の設定）

第 1 6 条 令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を付することができる契約は、工事又は製造の請負契約で企業長が特に必要と認めた契約とする。

2 契約権者は、最低制限価格を付する必要があると認めるときは、その理由並びに付そうとする最低制限価格の額及びその算出基礎を明らかにしなければならない。

（入札の方法）

第 1 7 条 一般競争入札において入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を作成し、封筒に入れて、自己の氏名を表記し、入札の公告において定められた日時、場所及び方法に従い契約権者に提出しなければならない。

2 代理入において入札しようとする場合には、入札前に、契約権者に委任状を提出しなければならない。

3 郵便による入札を認める一般競争入札において、第 1 項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封書に「何々（入札に付する事項）入札書」と朱書し、配達証明郵便で提出しなければならない。契約権者は、郵便により送付された入札書を受領したときは、その日時を記入し押印のうえ開札時まで封のまま保管しなければならない。

（平 8 企管規程 3 ・ 一部改正、平 30 企管規程 5 ・ 一部改正）

（入札の拒絶）

第 1 8 条 契約権者は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがある者があるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

（入札の延期等）

第 1 9 条 契約権者は、天災事変その他やむを得ない理由があるとき、又は入札者が談合し、若しくは入札を拒絶する等により適正な入札の執行ができないと認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取消すことができる。

（入札書の引換え等の禁止）

第 2 0 条 入札者は、既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効）

第 2 1 条 契約権者は、次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者がした入札
- (2) 入札保証金等が不足する者のした入札
- (3) 郵便により送付された入札書が所定の日時、場所に到着しない入札
- (4) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない、又は誤記がある入札
- (5) 入札書に記名又は押印がされてない入札

- (6) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (7) 1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (8) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (9) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (10) その他入札に関して不正行為があった者のした入札
- (11) 前各号に定めるものを除くほか、契約権者が定める条件に違反した入札

(平8企管規程3・一部改正)

(入札無効の理由の明示)

第22条 入札を無効とする場合においては、令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(くじによる落札者の決定をした場合)

第23条 令第167条の9の規定により落札者を決定したときは、その旨を入札書に記入し、くじを引いた入札者又は入札者に代わってくじを引いた職員に記名押印させなければならない。

(落札の決定の通知)

第24条 落札者が決定したときは、書面又は口頭でその旨を落札者に通知するとともに、その他の入札者に、落札者の決定があった旨を知らせなければならない。

(落札の取消し)

第25条 契約権者は、落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は契約権者の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(平8企管規程3・全改)

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第26条 契約権者は、令第167条の10第1項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者と決定するときはその理由を付して企業長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札者及び最低価格の入札者に必要な通知をしなければならない。

(入札経過の調書の作成)

第27条 契約権者は、入札終了後速やかに、担当職員に入札の経過を明らかにした書類を作成させ、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格等)

第28条 第3条の規定は、指名競争入札の参加者の資格の認定等について準用する。

2 前項に定めるもののほか、指名競争入札の参加者の資格要件及び審査の方法等については、別に定める。

(令2企管規程1・一部改正)

(指名競争入札参加者の指名)

第29条 契約権者は、指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから少なくとも4人(工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3人)以上の者を指名しなければならない。ただし、当該入札に参加させることができる者が4人(工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3人)に達

しない場合にあつては、その参加させることができる者によって指名競争入札を行うことができる。

(平8企管規程3・一部改正、令2企管規程1・一部改正)

(指名競争入札参加者の指名に係る通知)

第29条の2 契約権者は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、第7条各号(第3号を除く。)に掲げる事項を被指名者に通知するものとする。ただし、急を要するとき、その他やむを得ない事情があるときは、第1号及び第2号に定める場合にあつては入札期日1日前の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の5日前の日までそれぞれ短縮することができる。

(1) 入札に付する事項の予定価格が500万円に満たない場合 入札期日の2日前の日

(2) 入札に付する事項の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない場合 入札期日の6日前の日

(3) 入札に付する事項の予定価格が5,000万円以上の場合 入札期日の10日前の日

2 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札にあつては、前条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

(平8企管規程3・追加)

(一般競争入札に関する規定の準用)

第30条 前節(第3条及び第7条を除く。)の規定は、指名競争入札の場合において準用する。

(令2企管規程1・一部改正)

第3節 随意契約

(随意契約によることができる金額)

第31条 公企令第21条の14第1項第1号の規定に基づく随意契約によることができる金額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250万円

(2) 財産の買入れ 160万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(予定価格調書の作成等)

第32条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、予定価格調書の作成及び予定価格の決定について第14条及び第15条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。この場合において、次の各号の一に該当するときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(1) 法令の規定により価格の定められているものについて契約をするとき。

(2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない物品を買入れるとき。

(3) 国又は地方公共団体と契約をするとき。

(4) 一件の予定価格が100万円以下の契約をするとき。

(5) その他契約権者が特別の理由があると認めるとき。

(平8企管規程3・一部改正、令2企管規程1・一部改正)

(見積書の徴取)

第 3 3 条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的によって2人以上の者から見積書を徴することができないとき、急を要するとき、その他特別の事情があるときはこの限りでない。

2 前項の規定により見積書を徴するときは、第 28 条の規定により指名競争入札の参加者の資格を有する者をその相手方とする。ただし、契約権者が特に認めたときはこの限りでない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格の定められているものについて契約をするとき。
- (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない物品を買入れるとき。
- (3) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (4) その他契約権者が特別な理由があると認めるとき。

(平 8 企管規程 3・一部改正)

第 4 節 せり売り

(せり売りの処理方法)

第 3 4 条 契約権者は、せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第 3 章 契約の締結

(契約書の作成)

第 3 5 条 契約権者は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。

2 一般競争入札又は指名競争入札の落札者は、契約書の作成を要する契約を締結する場合においては、第 24 条（第 30 条において準用する場合を含む。）の通知を受けた日から 5 日以内に契約権者の作成する契約書により、契約を締結しなければならない。

3 第 1 項の契約書には、必要に応じて、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査の方法
- (8) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金及びその他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 契約の解除に関する事項
- (13) その他必要な事項

4 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約にかかる契約書には、必要に応じ、その附属書類として内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書その他の必要書類を添付しなければならない。

(平 8 企管規程 3 ・ 一部改正)

(契約書作成の省略)

第 3 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。この場合においては、前条の規定に準じて必要な事項を記載した請書又はその他これに準ずる書面を提出させることができる。

- (1) 一件の契約金額が 100 万円未満の契約（法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）を除く）を締結するとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納入してその物品を引取る時。
- (4) 物品を購入する場合において、直ちにその物品検査ができる時。
- (5) 国又は地方公共団体と契約をする時。
- (6) 単価契約に基づく給付を受けるための契約をする時。

(平 8 企管規程 3 ・ 一部改正、平 25 企管規程 5 ・ 一部改正、平 30 企管規程 5 ・ 一部改正)

(非常緊急の事情による契約)

第 3 6 条の 2 企業長が別に定める非常緊急の事由による物件の購入、製造の請負、物件の借受け若しくは修繕又は業務委託を行おうとする場合は、別に定めるところにより契約を締結することができる。

(平 25 企管規程 7 ・ 一部改正)

(契約保証金等)

第 3 7 条 契約権者と契約を締結する者は、契約金額（長期継続契約にあつては、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額）の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金等を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合における契約保証金等の額は、そのつど契約権者が定めるものとする。

(平 25 企管規程 5 ・ 一部改正、平 30 企管規程 5 ・ 一部改正)

(契約保証金等の納付の免除)

第 3 8 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金等の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保険契約を締結したとき。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に企業団、国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、その契約金額が 5 0 万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納される時。
- (7) 国又は地方公共団体と契約を締結する時。
- (8) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと契約権者が認めるとき。

(平 8 企管規程 3 ・ 一部改正、平 30 企管規程 5 ・ 一部改正、令 2 企管規程 1 ・ 一部改正)

(契約保証金等の還付)

第 39 条 契約保証金等は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約者に還付するものとする。

(平 30 企管規程 5・一部改正)

(入札保証金に関する規定の準用)

第 40 条 第 9 条、第 10 条第 2 項及び第 11 条の規定は、契約保証金等の取扱いについて準用する。

第 4 章 契約の履行

第 1 節 通則

(監督又は検査)

第 41 条 法第 234 条の 2 第 1 項に規定する監督又は検査は、監督員又は検査員が行うものとする。

(平 30 企管規程 5・一部改正)

(監督員の職務)

第 42 条 監督員は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づいて監督を行わなければならない。

- 2 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

(平 30 企管規程 5・一部改正)

(監督員の報告)

第 43 条 監督員は、監督の結果について契約権者と緊密に連絡するとともに、契約権者の要求に基づき、又は随時に監督の実施について契約権者に報告しなければならない。

(検査員の職務)

第 44 条 検査員は、工事、製造その他の請負契約について、給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、前項に規定する場合のほか必要に応じ随時検査を行うことができる。
- 3 検査員は、第 1 項以外の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて当該給付の内容、数量等について検査を行わなければならない。
- 4 前 3 項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 5 検査員は、第 1 項から第 3 項までの規定による検査をするに当たっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

(平 30 企管規程 5・一部改正、平 30 企管規程 5・一部改正)

(検査執行の不能等の報告)

第 45 条 検査員は、次の各号の一に該当するときは、契約権者にその事情を報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 検査の執行ができないとき。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までの規定に該当するとき。
- (3) その他検査について疑義があるとき。

(検査調書等の作成)

第 46 条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書又は検収調書を作成し、契約権者に提出しなければならない。ただし、第 36 条の規定により契約書の作成を省略したものについては、予算支出何書又は企業長が認める書類に検査印又は検収印を押印することによって検査調書等の作成に代えることができる。

(同一人による監督及び検査の禁止)

第47条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う者は、特別の理由により企業長が認める場合又は契約権者が自ら監督及び検査を行う場合のほか、一の契約について同一人が監督及び検査を行うことができない。

(完成検査等)

第48条 契約者は、契約の目的物を完成し、又は完納等したときは契約権者に届け出て検査又は検収を受けなければならない。

2 契約者は、工事中において工事の既成部分についてでき形検査を受けようとするときは、でき形部分確認請求書を契約権者に提出しなければならない。

3 前2項の検査に要する費用は、契約者の負担とする。ただし、契約に特に定めたものは、この限りでない。

(検査の時期)

第49条 契約権者は、前条第1項又は第2項の届出があったときは、工事の請負契約にあっては14日以内、その他の契約にあっては10日以内に検査をしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(平30企管規程5・一部改正)

(契約代金の支払)

第50条 契約代金は、完成又は完納等の検査の終了後、適法な支払請求書を受理した日から、工事の請負契約にあっては40日以内、その他の契約にあっては30日以内に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は、請負代金が50万円以上の工事にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額(以下「既成部分額」という。)が30万円を超えるごとに既成部分額10分の9以内の額を部分払として支払うことができるとともに、物件の購入にあつては、既納部分に対する代価に相当する額に応じてその代価の一部を支払うことができる。ただし、次の各号のいずれにも該当し、かつ、企業長が必要と認めた場合にあつては、既成部分額の範囲内で、その10分の9を超える額を支払うことができる。

(1) 当該工事が国庫補助又は起債の対象となる事業に係る工事であること。

(2) 契約期間が2年度以上にわたる工事であること。

(平18企管規程1・一部改正、平30企管規程5・見出し一部改正)

(部分払の検査等)

第51条 企業長は、工事仮設物並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品(監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては契約書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)については、これを部分検査に合格した既成部分とみなすことができる。

2 前条第2項の部分検査は、しゅん功検査の実施を妨げるものではない。

3 令附則第7条の規定により前金払をした工事について部分払をするときは、前項に規定する額から既成部分に対する代価に相当する金額の全契約金額に対する割合を前金払の額に乗じたものを減じた額を超えることはできない。

(平18企管規程1・一部改正)

(部分払の回数)

第52条 前条の規定による工事の既成部分に対する契約金の部分払の回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 契約金額 250万円以上 }
}

2,000 万円未満

(2) 契約金額 2,000 万円以上 工期日数を 50 で除して得た回数

(平 18 企管規程 1 ・ 一部改正)

(部分払における火災保険)

第 5 3 条 契約者は、企業長の指定する建築物について部分払を受けようとするときは、企業長が適当と認める火災保険会社の保険に付し、企業長を受取人とした保険証券を提出しなければならない。この場合において、その保険金額は支払金額以上とし、保険期間の終期は、工事の完成期限以後としなければならない。

2 工事に関し保険事故が発生したときは、契約者が損害の責めを履行した場合のほか、前項の保険金は支払金額の限度で企業団に帰属するものとする。

(違約金)

第 5 4 条 契約者の責めに帰すべき理由による契約の履行遅滞に対しては、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ契約金額から可分のでき形部分に対する契約金額を控除した額につき、遅延日数 1 日について契約金額の 1,000 分の 2 に相当する金額の違約金を徴収する。ただし、違約金の率について特に約定したときは、その率による。

2 契約により期日を定めて分割履行する場合は、前項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定による違約金は、契約金、契約保証金その他契約者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 違約金徴収日数の計算については、検査その他企業団の都合により経過した日数は、算入しない。

5 前各項の規定にかかわらず、天災事変等による履行遅滞で契約権者がやむを得ないと認める場合は、違約金を徴収せずに、履行の延期、契約の解除等所要の措置をとるものとする。

(平 25 企管規程 5 ・ 一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第 5 5 条 契約者は、契約権者の承諾を得なければ契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は契約に関する権利を担保に供することができない。

第 5 6 条 削除 (平 8 企管規程 3)

(契約の解除)

第 5 7 条 契約権者は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約の履行の着手をしないとき。

(2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(3) 工事の契約者が建設業法第 3 条第 3 項の規定により許可の効力を失ったとき、同法第 28 条第 3 項の規定による営業の停止を受けたとき又は同法第 29 条若しくは第 29 条の 2 の規定による許可の取消しを受けたとき。

(4) 法令等の規定により一定の資格を要する場合において、その資格がないことを発見したとき。

(5) 契約の解除の申出があったとき。

(6) 契約者が破産の宣告を受け、又は所在不明となったとき。

(7) 契約者が暴力団関係事業者等であることにより北海道、札幌市、小樽市、石狩市又は当別町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされたとき。

(8) その他契約に違反したとき。

2 契約権者は、長期継続契約にあつては、前項各号に規定する場合のほか、当該契約に係る歳出予算の削除又は減額があつたときにおいても、当該契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、契約権者は、解除の理由その他必要な事項を記載した書類をもって契約者に通知しなければならない。

4 第1項の規定により又は契約者の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、企業団に帰属するものとする。ただし、契約権者が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。

(平8企管規程3・一部改正、平25企管規程5・一部改正、令2企管規程1・一部改正)

(契約の変更等)

第58条 契約締結後において、天災事変、経済情勢の激変、公用若しくは公益に関する原因その他やむを得ない等の理由により、契約の内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、契約権者は、契約者と協議のうえ契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除に伴う措置)

第59条 契約権者は、前2条の規定により契約を解除したときは、契約者の費用をもって契約者が契約を履行した部分の撤去若しくは引取りをさせ、又はこれを企業団に帰属させるものとする。

2 前項の規定により契約者が契約を履行した部分を企業団に帰属させる場合において、この履行部分(契約者が現場に搬入した工事用材料を含む。)のうち検査に合格したものについては、契約書若しくは内訳書等の単価により算出した金額又はその他適当な方法により計算した金額を契約者に支払うものとする。

3 不動産若しくは動産の譲渡契約又は貸与契約を解除した場合の既納の代金又は賃貸料は、還付しないものとする。ただし、必要がある場合は、前項の規定の例によりその一部を還付することができる。

4 前2条の規定により契約を解除した場合において企業団が損害を受けたときは、その損害額を契約者に賠償させるものとする。この場合において、第2項の規定により企業団に債務がある場合は、当該債務とその損害額を相殺することができる。

第2節 工事の請負

(工事着手及び完成届)

第60条 契約者は、契約に工事着手の期日の定めがあるものを除くほか、契約締結の日から7日以内に工事に着手しなければならない。

2 契約者は、工事に着手したときは工事工程表を、工事が完成したときは工事完成通知書を速やかに発注者に提出しなければならない。

(工事の下請)

第61条 契約者は、請負工事の全部又は大部分を一括して他人に下請させることはできない。

2 契約者は下請負人を選定したときは、速やかに契約権者に通知しなければならない。

3 契約権者は、工事施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、契約者に対しその変更を求めることができる。

(現場の管理)

第62条 契約者は、現場に常駐し常に監督員の監督又は指示に従い、工事施工の管理及び工事現場の取締りを行わなければならない。

2 前項の場合において、契約者が常駐できないときは、現場代理人を定め、契約権者に

届け出なければならない。

(工事用材料の検査)

第63条 契約者の負担に属する工事用材料は、監督員の検査を受け、その検査に合格したものでなければ使用することができない。

2 検査に合格しなかった材料については、契約者は、直ちに工事現場から撤去しなければならない。

3 契約者は、検査に合格した工事用材料を他に転用してはならない。

4 第1項の工事用材料の検査に要する費用は、契約者の負担とする。ただし、契約に特に定めたものは、この限りでない。

(平30企管規程5・一部改正)

(支給材料)

第64条 契約者は、企業団から工事用材料(以下「支給材料」という。)の支給を受けたときは、遅滞なく契約権者に受領書を提出しなければならない。

2 契約者は、前項の規定により受領した支給材料の保管及び払出しについての一切の責任を負うとともに、支給材料受払簿により整理し、監督員の求めにより常に提出できるようにしておかなければならない。

3 工事の完成、変更若しくは契約の解除によって支給材料に残が生じたときは、契約者は、直ちに契約権者の指定した場所に返還しなければならない。

4 契約者の故意又は過失によって支給材料を亡失し、若しくはき損したときは、契約権者の指定した期間内に代品を納めなければならない。

(平30企管規程5・一部改正)

(職員の立会いによる施工)

第65条 契約者は、水中又は地下に埋設する工事及び施工後その既成部分の内部を通常の状態で見ることができない工事については、監督員の立会い又は承認を得たうえでなければ施工してはならない。

(平30企管規程5・一部改正)

(工期の延長)

第66条 契約者は、天災事変その他正当な事由により契約期限(以下「工期」という。)内に工事を完成させることができないときは、その事由の発生後直ちに工程表を添えて工期延長請求書又は工期延長願を契約権者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の変更、中止等)

第67条 契約権者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 工事の全部若しくは一部の着工又は施工を一時中止すること。

(2) 工事の内容を変更すること。

(3) 工事を打ち切ること。

2 前項の工事の一時中止期間が当初の工期の2分の1以上に及ぶとき又は工事の内容変更により請負金額が当初の契約金額の3分の1以上減じた場合は、契約者は、契約権者に当該契約の解除を求めることができる。

3 契約者は、設計又は仕様の変更があった場合は、契約権者の指定する期間内に承諾書を提出しなければならない。

4 契約権者は、請負金額の増減があったときは、契約保証金等を追徴し、又は還付することができる。

(破壊検査)

第68条 契約権者は、工事の検査に当たって必要があると認めるときは、既成部分の一

部を取りこわさせることができる。この場合、取りこわした部分は期日を指定して復旧させるものとする。

2 前項の復旧に要する費用は、契約者の負担とする。

3 契約者が第1項の規定による取りこわし又は復旧を拒んだときは、契約権者は自らこれを施工し、その費用は請負代金から控除して徴収するものとする。

(平30企管規程5・一部改正)

(再検査)

第69条 完成検査の結果不合格となったときは、契約者は、契約権者が指定した期間内に改修し、再検査を受けなければならない。この場合、契約者がその改修を拒んだときは、前条第3項の規定を準用する。

(引渡し)

第70条 工事目的物の引渡しは、完成検査に合格した後、工事受渡書により行うものとする。

2 工事の一部が完成した場合において、契約権者が必要があると認めるときは、契約者に通知のうえその完成した部分について検査を行い、これを使用することができる。この場合、その検査に合格した部分の引渡しについては、前項の規定を適用する。

(危険負担)

第71条 天災事変その他避けることができない事故のため、工事の既成部分及び検査済材料を亡失し、又はき損した場合において、その損害額が契約金額の100分の1を超過したときは、企業長は、契約者の申請によりその超えた金額を負担することができる。ただし、契約者が損害発生の防止に関して相当の措置をせず、又は注意を怠ったと認めるときは、この限りでない。

2 前項の損害額は、事故発生のつど企業長がこれを認定する。

3 第1項の場合において、同一の工事で損害額が請負金額の100分の1に達しない事故が2回以上発生したことにより、それぞれの損害額の合算額が請負金額の100分の1を超過することとなった場合には、同項の規定は適用しない。

4 第1項の契約者の申請は、事故の発生した日から20日以内に計算書を添えて企業長に提出しなければならない。

(平30企管規程5・一部改正)

(かし担保)

第72条 契約権者は、第70条の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後に工事の目的物にかしがあることを発見したときは、その引渡しを受けた日又は稼働の日から次の各号に掲げる期間内にそのかしの補修を求め、又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求するものとする。ただし、天災事変その他避けられない非常災害によると認められるときは、この限りでない。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 鉄骨又はコンクリート構造物 | 2年 |
| (2) 水道管理設工事 | 1年 |
| (3) 水道管製作及び現場接合工事 | 稼働後1年 |
| (4) 機械及び装置 | 稼働後1年 |
| (5) 舗装工事 | 〔 コンクリート舗装 1年
その他の舗装 6月 |
| (6) 木造構造物 | |
| (7) 植栽工事(枯れ補償) | 6月 |

2 契約権者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別にかし担保を定めることができる。

第3節 物件の供給

(物件の検査等)

第73条 供給を受けた物件の検査の結果、不合格の物件があるときは、物件の供給者は、契約権者の指定する期間内に代替物件を納入し、更に検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約権者は、特に必要があると認めた場合又はやむを得ない理由があると認めた場合は、不合格の物件を相当と認められる価額を減じて引取ることができる。

(平30企管規程5・一部改正)

(所有権の移転等)

第74条 物件の所有権は、検査その他の手続きを経て引渡しを終了したときに移転するものとする。

2 物件の所有権移転前に生じた一切の損害は、物件の供給者が負うものとする。

(準用)

第75条 第68条及び第72条の規定は、物件の供給について準用する。

第4節 物件の売渡し

(物件の引取り)

第76条 物件の買受人は、代金を納入した後でなければ当該物件を引取ることができない。ただし、契約で特に定めたときは、この限りでない。

(買受人の負担)

第77条 物件の引取りに要する運搬費その他一切の費用は、買受人の負担とする。ただし、契約で特に定めた場合はこの限りでない。

(保管の委託等)

第78条 物件の買受人が契約の履行期間内に当該物件の引取りを終わらないときは、契約権者は、これを他に移動し、又はその保管を他人に委託することができる。この場合に必要な費用は、買受人の負担とする。

第5章 雑則

(製造等についての準用)

第79条 製造その他の請負については、前章第2節の規定を準用する。

(委任規定)

第80条 この規程の運用に関し必要な事項及び文書の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年企管規程第3号)

1 この規程は、平成8年8月21日から施行する。

2 この規程による改正後の石狩西部広域水道企業団契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年企管規程第1号)

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成19年企管規程第2号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年企管規程第4号)

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成25年企管規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年企管規程第 7 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年企管規程第 5 号）

この規程は、公布の日（平成 30 年 5 月 17 日）から施行する。

附 則（令和 2 年企管規程第 1 号）

この規程は、公布の日（令和 2 年 1 月 17 日）から施行する。